

令和5年（2023年）4月1日

令和5年度（2023年度）大津高校部活動にかかる活動方針

1 本校の部活動

陸上競技部、野球部、バレーボール部、ソフトテニス部、体操（新体操）部、剣道部、バスケットボール部、卓球部、水泳部、サッカー部、バドミントン部、テニス部、少林寺拳法部、音楽部、美術部、メディア部、演劇部、茶華道部、科学部、吹奏楽部、文芸同好会、英語同好会、JRC 同好会

2 目的

- (1) 自らの成長を感じ取れる日々の練習に励む
- (2) 顧問と生徒の信頼関係を通じて人間力を育成する
- (3) 生徒の能力・適性に応じて各部が定める目標の達成に精進する

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

1週間の練習日は、原則5日以内とする。

(2) 休養日

月曜日及び、土曜日または日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。（半日単位可。）なお、活動場所のスケジュール等により、別日に設定することができる。

(3) 上記(1)の基準を超えた練習日

ア 公式戦等のスケジュール等により、生徒の能力・適性、健康・安全、顧問の負担に十分配慮しながら、計画的に休養日を週1日とすることができる。

イ 本校の特色、生徒の実態、活動の特性の観点から、本校の重点部活動*については、生徒の能力・適性、健康・安全、顧問の負担に十分配慮しながら、1年間の範囲の中で休養日を設定する。

*重点部活動は、毎年校長が判断する。

(4) 練習時間

ア 練習時間とは、指導者が直接指導に当たる、生徒の実活動時間の総計をいう。

イ 原則として、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

ウ 下校時間は19:30とする。ただし、活動場所のスケジュール等によりこれを超える場合は、顧問が適切に指導する。

4 練習試合等（県内）

練習試合等（県内）の実施にあたっては、部活動顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合届を校長に提出する。

5 合宿、県外での練習試合等

合宿や県外での練習試合等の実施にあたっては、部活動顧問が、1週間前までに

練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した合宿・県外練習試合申請書を校長に提出して申請のうえ、承認を得る。

6 大会等への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会並びに共催の大会とする。市町村並びに競技団体その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の承認を得ることとする。

文化部活動に関わる大会等への参加は、高文連主催の事業とする。その他の大会等への参加は、大会が学校教育活動の一環という判断の下、各部活動が参加する大会等を精査し、事前に校長の承認を得ることとする。

いずれの場合も部活動顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した諸行事参加願を校長に提出し、承認を得る。

7 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。また、必要に応じて顧問会議を開く。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部活動費等について

ア 部活動費等については、必要かつ最小限度にとどめ、運営の改善に努める。

イ 部活動費等の会計については、原則部活動保護者の依頼のうえ、校長の承認を得て、教職員が会計の管理をすることができる。

ウ 当該部活動の決算の報告・監査・承認の後、速やかに決算報告書の写しを校長に提出する。

(3) その他

部活動顧問は、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。